

論 説

企業倫理学の基本問題

その名称，性格，位置づけ

田 中 照 純

目 次

- はじめに
- ・ 学問名称の多様性
 - ・ 応用倫理学という性格
 - ・ 企業倫理学の規範性と実践性
 - ・ 経営学としての性格と位置づけ
- おわりに

は じ め に

企業倫理学と名づけられた学問，それには一体どのような学問的な性格や位置づけが与えられるのか。本稿では，そうした企業倫理学が抱えるいくつかの学問上の基本問題について考えてみたい。

もともと企業倫理学は，生まれながらに，自らの学問的な性格や位置づけについて厳しく問い質される宿命を持つ。それは何故か。そこには少くとも二つの理由が浮かび上がってくる。第 1 には，企業倫理学という学問，それが先駆的に現れたアメリカにおいてさえ，せいぜい 1970 年代の後半以降というように，その学問が持つ歴史はきわめて浅く，まだ若々しい未成熟なものだということである。そうして新しく生み出された若い学問であればあるほど，既に存在する類似の学問とどのような相違性を持つのか，またいかなる位置関係に立つのか，などの根本的な疑問が現れるのは必然である。もし，そのような学問上の性格や位置づけが明確にされないなら，新しく生成した企業倫理学は他領域から独立して存在するための根拠を示し得ないことになる。したがって，企業倫理学にとっては，自らの存立を学問の世界に強くアピールし自己主張するのに，学問的な性格や位置づけといった根本的な問題にまで踏み込んだ検討が是非とも求められるのである。

さらに，企業倫理学がそうした基本問題について厳しく問われる第 2 の理由がある。それは，企業倫理学が互いに異質な諸学問の結合によって成り立っている，と考えられることに拠る。その互いに異質な諸学問とは何か。言うまでもなく学問名称そのものに現れている通り，倫理学と経営学がそれである。企業倫理学の場合，すでに存在する二つの独立した学問，すなわち倫理学と経営学という異なる学問にそれぞれ関係した学問として，いわば学際的な性格と位置づけを持ちながら成立した。一方では広く哲学の一分野として，その発展過程に長い歴史を持

つ倫理学があり、他方には比較的新しいとはいえ既に百年以上の歴史を有する経営学がある。これら両学問が結合し浸透し合う中で、企業倫理学は初めてこの世に生み出された。そうして生まれながらに学際的な二重の性格を帯びた企業倫理学だからこそ、その学問的な性格や位置づけをめぐって、他の学問以上により一層厳しい問いかけがなされる。

・学問名称の多様性

ここで取り扱う企業倫理学なる学問、私自身はそのような名称を使っているが、実はそうして特定の名前で呼ぶことさえ一般にはまだ十分な合意が得られていないという、ある意味ではまことに不思議な学問でもある。いや、名は体をあらわすの格言通り、企業倫理に関する研究がその学問的な特質や内容を確定し得ない現状では、未だ正式の名称を持たないこともむしろ当然の理と言わねばならない。企業倫理に関する研究の先進国アメリカでは、周知のように Business Ethics という用語で完全に統一され、また、それより少し後れて発展し始めたドイツでも、Unternehmensethik なる名称が共通に使用されているのに比べ、我が国では生成した当初から統一的なものがないまま現在に至っている¹⁾。

では、その企業倫理学なる学問、他にどのような名称で呼ばれているのか。たとえば、ここに「経営倫理学」という名称があり、それを主張する代表者は水谷雅一氏である。その見解を基礎づけている根拠は一体何か。倫理学の前に企業ではなく「経営」概念を冠する理由について、同氏は「今日、『経営倫理』は文字通り、ビジネス(経営)そのもののエシックス(倫理)であって、企業に限らず、広義のビジネス関連の組織体の経営のあらゆる場面での倫理問題を包含するものである。営利組織体である企業はもとより、非営利の組織体でも経営する以上、必ず倫理問題は存在する²⁾」と言う。ある意味では説得的な根拠づけであり、その限りで多くの支持を得られるだろう。だが、このような見解には、形式的に設定された研究対象と、実際に取り扱われ展開されている学問内容との間に整合性を欠くという難点がある。すなわち、経営倫理学の名の下で現実に対象となって説明されているもの、それは専ら特殊な組織体である資本主義企業の倫理問題であり、より広範で普遍的な経営概念に関する内容が語られているわけではない。しかも、実際に展開される中身と違ってより包括的な経営概念を使用することは、研究対象の焦点を逸らして曖昧にし、それだけ研究内容を非科学的なものにする危険性を孕むことになるだろう。

1) 単に「企業倫理」や「経営倫理」だけで学問名称にしたり、また「ビジネス倫理学」というように、外国語と日本語とが混在した名称も使用されたりする。

2) 水谷雅一『経営倫理学の実践と課題』白桃書房、1995年、1頁。他にもこの名称を支持する論者として、本稿でもしばしばその見解を取り上げる山田経三、あるいは山本純一などの諸氏があらわれ、かなり広く支持された名称である。

では更に、それ以外の学問名称としてどのようなものがあるのか。ここでは次に「企業倫理論」を有力な見解として挙げてみよう。この名称は先のものとは違い、企業概念を前面に押し出しながらも、「学」ではなく「論」と規定するところにその特徴がある。この見解には梅津光弘氏が与しているが、それは一体何を根拠に主張されているのか、その点については必ずしも明確ではない³⁾。だが、私自身の推察によれば、そこには次のような二つの理由が潜んでいると思われる。第1に、これまで急速に発展してきた企業倫理に関する研究、しかし、それは未だ十分には確固とした学問や科学の水準にまで到達し得ず、そのため「学」ではなく「論」の段階がふさわしい、という考え方である。そして第2には、これと意味合いは異なるが、もし「企業倫理学」と称した場合、そこでは「企業の〈倫理学〉」というように倫理学なる言葉が強調され、一般的な倫理を研究する文字通りの倫理学に包摂される、そうした危惧の念が横たわっているのではないか。言い換えれば、企業倫理研究を倫理学の一分野に据えるのではなく、それから独立したものに位置づけたい、そんな考えに基づいている。まさに「企業の〈倫理学〉」か、それとも「〈企業倫理〉の学」か、といった問題にも結びつくだろう。

こうして「企業倫理論」という名称を主張する見解があり、もしそれが上述のような二つの理由を根拠にして発生したものであるなら、私はある程度までその正当性を認めなければならない。たしかに企業倫理学という名称では、いわゆる倫理学一般の学問的性格が強くなりすぎ、その一分野に包摂されるという印象を与えてしまう。もちろん後述のように企業倫理学は一般的な意味での倫理学と無関係ではない。いやそれどころか、企業倫理学は倫理学からの協力的なしには十分な理論を展開し得ないといっても過言ではない。しかし、だからと言って企業倫理学を基本的に倫理学としての学問的性格を持つものとしたり、あるいは倫理学の一分野に位置づけたりはできない。したがって、そうした誤った考え方に陥らないためにも、企業倫理論という名称はすぐれた面を持っているのである。

だが私自身、そうして「企業倫理論」という名称の積極的な意義を認めながらも、あえて企業倫理学という名を使用したいと思う。それは何故か。その名称に拘わるのは、企業倫理学は企業倫理というものを客観的に実在する現象ないし事実と捉え、それを研究対象とする学問だということを強く訴えるためである。では企業倫理とは何か。それはあらゆる企業活動が持つ倫理的側面のことであり、その内部に必然的に備わったものである。したがって私の場合、たとえ企業倫理学という名称を唱えるとしても、それは「企業の倫理学」として一般倫理学の基本的性格を持つのではなく、「企業倫理の学」とでも表現すべきものであり、しかもその際の

3) 梅津光弘「アメリカにおける企業倫理論」(鈴木辰治・角野信夫編著『企業倫理の経営学』ミネルヴァ書房、2000年、第1章)。なお、同様にこの名称を支持する論者は水村典弘氏である(「利害関係者研究の歴史的形成過程 戦略経営論から企業倫理論への展開」商学研究論集 第17号、2002)。

「学」とは、後で述べるように経営学に他ならない。したがって最も厳密には、まさに「企業倫理経営学」と称すべきであり、そこには企業倫理という客観的な現象ないし事実の存在を認めつつ、それを経営学の視点と方法から捉えたいという狙いが込められている。

・ 応用倫理学という性格

先ず、企業倫理学の学問的性格に関わっては、必ずと言ってよいほどそれが応用倫理学（applied ethics）であることが強調される。応用倫理学としての性格、それはもはや疑う余地のないほど当然の事実として多くの人々に承認されている。たとえば、アメリカで企業倫理学の代表的な研究者の一人であるベラスケス（Velasquez, M. G.）は、この点について「ビジネス・エシックスとは、言い換えれば応用倫理学の一形態である。それは道徳の原則や基準についての分析を含むだけでなく、この分析の結果を特殊な種類の行動、すなわち企業制度における人々の行動に応用しようと試みる⁴⁾」と述べている。こうして企業倫理学が応用倫理学の性格を有することは一般に認められるが、その際、応用倫理学に数えられるのは何も企業倫理学だけではない。たとえば、一方で生命倫理、医療倫理、さらには環境倫理など自然科学に関わるものがあり、また他方では、政治倫理や経済倫理といった社会科学と接点を持つものが挙げられる。一般倫理学の研究者である宇都宮芳明氏は、これらを「冠倫理」と称しているが⁵⁾、そうして倫理の前に様々な特殊な事象が冠されたものを対象に取り扱う学問、それこそが応用倫理学なのである。企業倫理もそうした冠倫理の一種であり、それを研究対象とするものが応用倫理学の一形態としての企業倫理学に他ならない。

だが、こうして企業倫理学に関して、その応用倫理学という性格を承認しうるとしても、それで問題がすべて解決したわけではない。さらに、もし応用倫理学だとした場合、一体どのような意味で「応用」と言えるのか、そうした応用の内容やあり方が明らかにされねばならない。すなわち、企業倫理学を応用倫理学と性格づけても、果たしてそれは如何なる意味で「応用」と言えるのか、換言すれば、一般倫理学から特殊な企業倫理学のために何が応用されるのか、という問題でもある。

では、企業倫理学にとって、自らのために一般倫理学の成果から応用すべきもの、それは何よりも、倫理という人間社会において発生する特定の現象なり事実を検討する際、その倫理的な価値判断が下される根底に位置するもの、すなわち一定の価値基準に求められる。日常的な人間行動のうちに潜む倫理的側面について、我々は必ず何らかの基準に従って「善・悪」という倫理的判断を下している。そうした価値判断にとって基礎的な前提となるもの、それが倫理

4) Velasquez, M. G., *Business Ethics*, 3rd. ed., Prentice-Hall, 1992, P. 20.

5) 宇都宮芳明、熊野純彦編『倫理学を学ぶ人のために』世界思想社、1994年、7頁。

上の価値基準に他ならない。たとえば、ある人が日常生活の中で友人に嘘の話をした場合、これは倫理上「悪い」と判断されるが、この判定の基準になったものこそ「正義」（＝人間行動の正しさ）という規範である。また別のある人は自分の仲間が数人いる中で、特定の人物だけを差別的に扱ったとしよう。その場合にも、差別的な人間行動は倫理的に「悪い」と判断されるが、それは「公正」（＝かたよりがなく正しい）という価値基準を前提にしている。

以上のように、人間行動について倫理的な判断が下されるのと同様に、企業が展開する活動にもすべて倫理上の価値判断が可能である。それは企業活動そのものに倫理的側面が備わっているからである。したがって、あらゆる企業活動について、それが「善いか悪いか」の価値判断を下す場合、そこには必ず基礎前提となるべき何らかの基準が存在する。その際、企業活動の倫理性を問う企業倫理学は、一般倫理学の分野でこれまで解明されてきた価値基準を自らのために応用する。この点について、たとえばアメリカの企業倫理研究で先駆者の役割を果たしたディジョージ（De George, R. T.）は、「ビジネス・エシックスが典型的に関わりを持つ5つの種類の活動がある。第1のものは、一般的な倫理原則をビジネスの特別の事例あるいは実践に応用することである⁶⁾」と言い、また、「第2の種類の活動はメタ倫理的なものである。たとえば我々は、個人やその行動を記述するのにふつう用いられる道徳的用語が、組織、会社、ビジネスそしてその他の集団に適用できるか否かを研究する⁷⁾」と述べている。さらに前述のベラスケスも、「ビジネス・エシックスは、これらの道徳的な基準がビジネス組織に関わる個人の行動にどのように応用されるかを研究する⁸⁾」と語っている。こうして彼らは、表現の仕方や言葉の違いはあっても、共に一般倫理学から導かれる倫理的な価値基準こそが、企業倫理学の研究に応用されるべき重要な要素であることを強調している。これまで、一般倫理学はその長い歴史を通して、常にあらゆる人間行動を倫理的に判断するための基準を追求してきた。そして、新しく生み出された若い学問である企業倫理学は、企業活動のうちに潜む倫理性を判定するための価値基準として、倫理学という一般的な分野で解明されてきたものを応用することになるのである。

・企業倫理学の規範性と実践性

これまで企業倫理学の学問的性格として、それが一方では規範性を色濃く帯びることが承認され、そのため、いわゆる規範科学の一種に分類する考え方が多くの人々によって支持されてきている。また同時に、他方で企業倫理学は実践性を強く持つと主張され、したがって実践科

6) De George, R. T., *Business Ethics*, 5th. ed., Prentice Hall, 1999, P. 24.

7) *Ibid.*, P. 24.

8) Velasquez, M. G., *op. cit.*, P. 20.

学の分野に位置づけられることも少くない。では、そうして企業倫理学が持つ規範性と実践性という二重の性格、これらは果たして具体的にどのような内容を成しているのか、また企業倫理学のうちにそれらの性格が如何に現れるのかを検討してみよう。

(1) 実証分析に基づく規範性

先ず、企業倫理学が保持していると言われる規範性について考えてみよう。この点については、我が国の代表的な企業倫理研究者である山田経三氏の見解が示唆に富むので、少し長くなるがその著書より引用して紹介しよう。すなわち、「現在、経営・経済倫理を真っ向から考察しようと試みている研究者は数少ない。その理由としては二つある。一つに、この学問が規範的な性格を持っている点がある。経営倫理は確かに経済、経営の具体的な現象を研究対象に据えるものの、その素材を倫理的にもしくは哲学的に考察する性格を有している。これに対して、経済学、経営学をはじめとする社会諸科学はおしなべて、経験的な現象を研究対象とし、その素材の成立および素材間の関係を理論的に解明する実証的な学問である⁹⁾」(傍点引用者)と。この叙述には重要なポイントが二つあり、第1は、その前半部分で、この企業倫理学(同氏の場合には経営倫理学)という学問が具体的な現象や素材を倫理的・哲学的に考察することから、まさに規範的な学問上の性格を持つと主張している点である。また第2には、文章の後半部分で、経済学や経営学などの社会科学が経験的な素材を対象とする実証的学問であるのに対し、企業倫理学はそうではないと強調している点である。そこで先ず第1の点、すなわち企業倫理学の規範性の問題から考えてみよう。

前述のように、企業倫理学が規範的な性格を持つことについては、すでに多くの人々が承認するところだ。その場合、規範(norm)とは一体何か。もちろんここでは一般的な意味ではなく、あくまで倫理上の規範が問題となるので、それは倫理的な価値判断である「善・悪」を決定する際に必要な基準のことである。しかも企業倫理の研究である以上、様々な企業活動が持つ倫理的側面に焦点が当てられ、それがいま述べた基準に照らして「善いか悪いか」の判断が下される。そうして企業の倫理性を判定する価値基準、すなわち規範なるものが初めてその機能を発揮することになる。このように見ると、たしかに企業倫理学は規範性を身にまとい、規範的な性格を備えた学問だと考えられる。もちろん企業倫理学が果たすべき役割は、そうした規範に基づく倫理的な価値判断で終るものではなく、企業活動に見られる倫理性が一体なぜ発生してくるのか、すなわちその倫理性をもたらす必然的な因果関係の認識まで含まれる。また、そこまで掘り下げた研究を進めることによって、初めて科学としての企業倫理学が自らの存在理由を示し得るのである。

9) 山田経三『経営倫理と組織・リーダーシップ』明石書房、1995年、91頁。

では次に、企業活動の倫理性を判断する規範、それは一体どのようにして得られるのかを考えてみよう。そうした問いかけを検討しようとする際、しばしば現れるのが規範の持つ主観性という問題である。すなわち、企業が展開するあらゆる活動に対して倫理的な判断を下そうとし、ある特定の規範に基づいてそれを行うと、その規範は主観的なものでしかないという批判が浴びせられる。このような規範に向けて投げかけられる主観性の批判は、もともと一般倫理学にとって避けて通れない問題だと言えるだろう。たとえば、倫理学研究者の宇都宮芳明氏も、「分析倫理学のなかには、『よい』とは単に主観の感情の表現にすぎない（情緒説）とか、それは個々の場合にいわば直覚的に知られるだけである（直覚説）などと主張して、倫理的善悪判定の基準の存在を否定する見方もある¹⁰⁾」（傍点引用者）と述べており、倫理学自身の中にさえ、規範に基づく価値判断に対して主観性批判があることを認めている。もともと倫理的規範が主観性を持つという批判は、多くの場合、次のような二重の意味で言われている。それは第1に、倫理的に問題とされる行動をとる行為主体の側が抱く主観であり、第2には、その行動を捉えて一定の規範に基づく価値判断を下す側の主観である。たとえば企業倫理に関して言えば、「不正経理は悪い」という価値判断が下された場合、そこでは一方で行為主体である企業の側からの不正経理に対する考え方が問題となり、また他方では、不正経理を「悪」と認識し判断する側の主観が問われることになる。こうした価値判断の前提として、「公正の実現」という規範が存在するはずだが、その規範自体にも主観性が介入する余地があると批判される。

では、以上のような一般倫理学や企業倫理学に対して投げかけられる主観性批判は、そのまま正しいものと首肯しうるだろうか。また、前述のような山田経三氏による叙述の後半部分で指摘されたこと、すなわち経済学や経営学が経験的・実証的な学問であるのに対し、企業倫理学はそうではないとする考え方についても、ここで合わせて検討しておこう。

一般に倫理学や企業倫理学が、他の様々な社会科学、たとえば政治学や経済学、さらには経営学などと基本的に異っている点は何か。倫理学にしる社会科学にしる、それらが共に意識的な人間行動に関わるものであることについて違いはない。すなわち、一方で倫理学が研究対象とするもの、それは人間が営む日常的な社会生活において人々の行動に備わった倫理的側面であり、他方で政治学や経済学が取り扱うもの、それは人間社会を維持し発展させるため、人々がくり広げる意識的行動の諸関係に他ならない。そうして倫理学と各種の社会科学が、いずれも人間行動に関わる学問としての特徴を持つことは明らかである。ではその差異性は一体どこに求められるのか。結論的に言えば、倫理学には必ず人間行動についての価値判断が伴うのに対し、社会科学では基本的にそれが要請されることはない。こうした違いに基づいて、一方で

10) 宇都宮芳明，熊野純彦編，前掲書，16頁。

倫理学には主観が介入するために規範科学としての性格が与えられ、他方では社会科学には経験的な現象や事実に潜む因果関係を解明する実証科学という性格づけがなされる。そのような考え方が、応用倫理学である企業倫理学の学問的性格にも影響を与え、前述の山田氏が主張するような見解、すなわち、純粋に社会科学である経済学や経営学は経験的な現象を研究対象にして、それを理論的に解明する実証科学だという結論が導かれる。

さて、以上のような考え方も踏まえて、いよいよ我々の究極的な狙いである企業倫理学の学問的性格に関して、それを規範性ならびに実証性という視点から考察することにしよう。結論を先取りして言うならば、企業理論学は規範性と実証性が統一された、いわばその二重性に浸透されたものと性格づけられる。では、何故そのように規定されるのか、その根拠を次に示さなければならない。

先ず、たしかに企業倫理学は、企業活動の内部に潜む倫理的側面に焦点を当て、それを倫理的な基準(規範)に照らした上で「善いか悪いか」の価値判断を下す。たとえば、企業が自らの活動を展開する中で、労働者に過酷な長時間・過密労働を強制し、いわゆる「過労死」を発生させた場合、それは労働者への「人権尊重」という規範にもとる非倫理的な企業活動と判断される。労働者の生存権という憲法にも謳われた基本的人権を侵害するものであり、その「悪い」企業活動は厳しく批判される。そうした価値判断の基準となるのは、企業活動に伴って実践されるべき労働者への「人権尊重」という規範である。そのように、企業倫理学にとって規範こそが基礎前提となり、それなしには学問として存立しうるものではない。以上の考え方から、企業倫理学が規範的性格を持つことは十分理解されるだろう。しかも、その際に注意する必要があるのは、そうした規範は決して何者かの主観に基づいた恣意的な産物ではなく、あくまで現実の企業活動から客観的に導き出されたものだけだということである。

また、さらに大事な点として、企業倫理学の研究、それは以上のような倫理上の規範による価値判断だけで終るものではない。次に、そのような判断がなぜ下されるのか、その根源的な因果関係を理論的に解明しなければならない。そのためには、倫理的な価値判断が下された企業活動について、その現象なり事実を発生させた客観的な因果関連性を捉える必要がある。たとえば、海外進出したある企業が現地の工場で公害問題をひき起こし、地域住民に多大な被害をもたらしたとする。そうした企業活動は、「進出先の住民に迷惑をかけてはならない」という規範に反する非倫理性を持つと判断され、それが発生した事情を実証的に明らかにし、さらにその現象を生み出した原因まで掘り下げて行く。その段階まで到達しないと企業倫理学の学問としての本来的な使命が達成されたことにはならない。そうすることによって、先の海外で公害問題をひき起こした企業活動の例をみても、それが現地での公害に関する法整備の遅れを利用した意図的なものであったとか、あるいはまったく予期しない生産技術上の欠陥が原因であったとか、その因果関係が明らかにされて行く。こうして企業倫理学は、何も主観的な規範

で価値判断するわけではなく、現実の企業活動が持つ倫理的側面を捉え、誰もが否定できない十分な客観性を帯びた規範によって判定を下すのである。したがって企業倫理学は、たといわゆる規範科学としての性格を持つとしても、それは決して現実離れたものを対象にするのではなく、実際に日常的な経験で認識される企業活動を取り扱うことになる。また、企業倫理学が科学的な性格に浸透された学問であるために、その研究方法として実証分析は不可欠であり、したがって実証主義的アプローチをとることになる。こうして企業倫理学は、規範科学と実証科学という二つの学問的性格を合わせ持つと考えられるのである¹¹⁾。

（2）規範原則に従った実践性

さて、以上のように企業活動が有する倫理性、それがなぜ発生するのかを因果関連的に明らかにすること、そうした研究内容で企業倫理学の使命が果たされたかということ、そうではない。さらに次の新たな段階に入って行かねばならない。それは、倫理上の規範原則に沿いながら、企業活動に関する実践的な政策を提起することである。企業倫理学の研究プロセスとして、いわば「倫理的な価値判断 倫理性の因果関係を解明 倫理原則による政策」といった三つの過程を経ることになる。こうして企業倫理学の研究プロセスで最終段階に位置づけられるもの、それは実際の企業活動に対して具体的な政策を提起することを課題にする。倫理的に善い活動を展開するにはどうすればよいのか、そのために必要な基本的な方針、方法、手段などを明らかにし、それを企業に与えて行くのである。したがって、この段階では企業倫理学の実践性という特徴が前面に押し出されることになる。

では、そうした企業活動の倫理性を守るため、一体どのような政策提起が行われるのか。ここでも、最初の段階に現れた倫理的価値判断のための基準が、一貫して重要な役割を果たす。この倫理基準は次の過程で規範として機能したが、この規範が文字通り倫理性を保持するため、最後に企業活動にとって模範の役割を果たすことになる。しかも、ここではすでに「当為（Sollen）」が問題であり、企業活動のあるべき姿が明示される。もちろん当為とは、ある一定の原則（Prinzip）に従い、企業が為すべき模範的行動を物語っている。したがって、この段階で規範は原則に転化することになる。しかもその原則は、企業活動にとって当為としての意味を持つ。こうして、企業倫理学の研究プロセスに応じて「基準 規範 原則」というように、企業活動の倫理性の基礎前提それ自体が姿を変える。そうして最終段階に現れる原則をもとにして、それを企業活動に対する政策提起のうちに貫徹させることになる。企業は自らの活動を

11) この点について宮坂純一氏は、アメリカでのビジネス倫理学の状況を紹介し、それを規範的アプローチと実証主義的アプローチの「対立」の図式として描いている（『ビジネス倫理学の展開』見洋書房、1999年、16頁）。

倫理的に実践して行くため、そこで示される政策を活動の根本に据えるのである。

では、そうして当為として機能する原則だが、それは果たしてどのような性格を持つのだろう。その場合にも、原則は決して現実から切り離された、主観的で観念的なものではない。ここでは原則は何も空文句であってはならず、また、タテマエだけの実践が困難なものでもないはずだ。原則ならびにそれを基底に据えた政策、そうしたものは現実から遊離した観念のレベルで作られてはならない。必ずその実践性が保障されるような現実的性格を持っていることが重要であり、そうした性格はそれまでの基準や規範の段階から一貫しているのである。

さて最後に、企業倫理学が持つべき実践性について、それがどういう意味の実践かを考えてみよう。この点について宮坂氏は、「ビジネス倫理学は、二重の意味で『実践的』である」として、その二重性を次のように説明する。先ず第1に、「直接経営者に役立つという意味ではなく、規制・抑止力となるという意味で、実践的である」と。そして第2には、「現代企業は現在の社会(市場経済)のもとで活動し続けるための『新しい』ルールの『構築』を必要としている。……(中略)……この場合、倫理学の知識が大きな役割を果たすことは十分に予想されることであり、ここに、ビジネス倫理学の第2の意味での『実践性』が出てくる¹²⁾」、と述べている。まさに卓見と言わねばならない。しかし、第1の点については、同氏の言う「規制・抑止力」となることが、いまや直接経営者に役立つことを意味しているのではないか。現実が示すように「企業倫理の無視」、それは企業にとってまさに「死に至る病い」であることを、一人ひとりの経営者がしっかり心得るべきであり、それこそ経営者にとって最も役立つ重要な事柄であることは論を待たない。こうして企業倫理学、それは規範科学であると同時に実践科学でもある。

・経営学としての性格と位置づけ

これまで、企業倫理学には応用倫理学という性格を承認してきた。だが、そのことは企業倫理学に倫理学の一分野という最終的な位置づけまで与えるものではない。そこで、企業倫理学は基本的にどのような性格を持ち、また如何なる位置を占めるものかを考えてみよう。

もともと企業倫理学、それは倫理学と経営学との複合形態を成すものと考えられる。しかしその際、倫理学はあくまで応用のための機能を果たすだけで、それが企業倫理学を基本的に性格づけることはない。まさに企業倫理学は「企業倫理の学」であり、しかもそこで「学」の中身を成すものは経営学に他ならない。したがって企業倫理経営学、それが基本的性格に最もふさわしい名称となる。だが、なぜ企業倫理学の基本的性格は経営学となるのか、そこにはそうした性格づけをもたらす必然的な理由があるはずだ。

12) 宮坂純一、前掲書、57頁。

先ず第1は、企業倫理学の研究対象となる「企業倫理」それ自体の特質に基づくものである。企業倫理、たしかにそれは倫理の特殊なあり方を意味するが、それは何よりも企業活動の一つの側面（局面）に他ならない。しかも、その企業活動を研究する学問こそ経営学であることは言うまでもない。本来、企業活動には様々な側面が備わっているが、倫理的な側面はその一つに過ぎない。こうした意味から、企業倫理学を倫理学と性格づけるのではなく、あくまでより根源的な経営学のうちに包摂し、その一分野と位置づける必要がある。これが研究対象の規定からの根拠となるだろう。

次に第2の理由として、企業倫理学が抱える問題の解決という視点から考えてみよう。企業倫理学は、自らに向かって提起される様々な問題に直面し、それを捉えて解明し、有効な対応策を示すという使命を持つ。その際、果たして企業倫理学はどのような方法を採用すればよいのか。やはり、企業倫理学は価値判断から因果関係の解明、さらに具体的な政策の提起までの研究プロセスにおいて、必ずや役に立つある学問からの支援を受ける。いや、もっと厳密に言うなら、その学問なしには問題の解決まで達し得ないのではないか。それほど重要な意味を持つ学問、そこにあるのは倫理学ではなく経営学である。企業倫理学にとって無くてはならない学問、その場に経営学が位置することになる。これまで経営学の領域で考察され、そして一般的に確認され蓄積されてきた理論がある。そのような経営学の専門的知識の助けを借りることによって、企業倫理学は初めて自らが直面する問題を解明できる。そうした状況の下では、企業倫理学には一方で倫理学という性格を認めながらも、どうしてもより深く経営学としての学問的性格、並びにそこでの一分野だとする結論に到達せざるを得ないのである。

お わ り に

この小論を閉じるにあたり、どうしても一言触れておかねばならない。もし、拙論を通読された貴重な読者がいるなら、全体を通してさぞかしその自信のない筆運びに驚かれたことだろう。そうした感想は、残念ながら確かに的を射ており、筆者みずから論じたことでありながら、確信の持てない主張の連続であったことを告白しよう。また、こうも思われたかもしれない。それは、こうした理屈っぽい話ではなく、現実が訴えている企業倫理上の諸問題にどう応えて行けばよいのか、そうした解決策の提起こそ重要ではなかったか、と。この批判も正しいものとして、私自身甘んじて受け入れなければならない。

だが、こうした欠陥だらけの拙論に、もし一条の理があるとすれば、それは次のようなことだと考えている。たしかに現実の企業経営が提起する倫理上の問題は多様であり、個別企業にとってそのような固有の特性を持った倫理問題への対応こそが重要であり、それへの解決策が性急に求められる。しかしそうだからと言って、そうした課題に追われてしまい、まだ生まれて間もない企業倫理学を学問的に基礎づけるという課題を蔑ろにはできない。他方では、そう

した個別的で具体的な倫理問題を抽象化し、何らかの普遍性を求める理論的な整理がなければならぬ。現実にくり広げられる多様な問題に圧倒され、それらの事例研究やその解決に向けた政策提起だけに追われてしまうなら、これは本小論で指摘した企業倫理研究の三段階プロセスのうち、第1と第3の過程に力を傾注しすぎ、第2の因果関係を解明する段階が軽視されたことを意味する。こうした企業倫理研究の現状にとって、もし本稿がささやかな警鐘にでもなり得るならば、筆者としてこれに勝る喜びはない。

(了)